

エコドライブアドバイザー講習実施要領

平成25年5月7日
(令和8年10月1日最終改正)

(目的)

第1条 この要領は、エコドライブアドバイザー講習参加証等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、エコドライブアドバイザー講習の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(エコドライブアドバイザー講習の主催者)

第2条 エコドライブアドバイザー講習とは、エコドライブアドバイザー証の交付を希望する次の各号に掲げる者が主催する講習であって、エコドライブ普及の趣旨に沿ったものをいう。

- (1) 埼玉県
 - (2) 九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会
 - (3) 埼玉県環境部大気環境課が実施する県政出前講座の主催者
 - (4) 一般社団法人日本自動車工業会定款第5条で定める会員の県内事業所
 - (5) 一般社団法人日本自動車連盟埼玉支部
 - (6) 一般社団法人埼玉県指定自動車教習所協会及び会員である自動車教習所（学校）
 - (7) 一般社団法人埼玉県トラック協会
 - (8) 一般社団法人埼玉県バス協会
 - (9) 一般社団法人埼玉県ハイヤー・タクシー協会
 - (10) 埼玉県自動車販売店協会及びその会員である事業者
 - (11) 一般社団法人埼玉県自動車整備振興会
 - (12) その他、(1) から (11) と同等以上と県が認めた団体
- 2 前項4号から12号の主催者は、様式第1号の実施計画書を講習開催の7日前までに、様式第2号の実施報告書を講習終了後30日以内に県に提出するものとする。
- 3 前項の講習が継続的かつ定期的に行われる場合にあっては、初回を除き、前項の実施計画書及び実施報告書を6か月ごとに一括して提出をすることができる。
- 4 県は、第1項第4号から12号に掲げる者による講習が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、県はエコドライブアドバイザー講習として認めないものとする。
- (1) 政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの
 - (2) 私的な利益を目的とするもの
 - (3) 主催者について、その存在が明確でないもの又はその事業遂行能力が十分でないもの
 - (4) 参加者から参加料等を徴収する場合において、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの
 - ア 参加料等の金額が、講習の実施上やむを得ない範囲を超え、参加者に過重な負担を求めるもの
 - イ 講習を変更（講習の一部を中止する場合を含む。）し、又は中止する場合に適切な対応を行うことが明らかでないもの
 - (5) その他講習として認めることが適当でないもの

(審査基準)

第3条 前条第1項第12号により、県がエコドライブアドバイザー講習の主催者として認める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) エコドライブ、交通安全その他自動車利用に関する普及啓発事業を実施していること。

(2) 前号に掲げる事業について、継続的な活動実績を有すること。

(3) エコドライブアドバイザー講習を適切かつ継続的に実施できる体制を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、県は主催者として認めないものとする。

(1) 団体の組織、責任体制その他その実態が明らかでない者

(2) エコドライブアドバイザー講習を適切に実施できる能力を有しない者

(3) その他エコドライブアドバイザー講習の主催者として適当でないと認める者

(認定の手続等)

第4条 第2条第1項第12号に該当する者として、エコドライブアドバイザー講習の主催者の認定を受けようとする者は、様式第3号の申請書に必要事項を記載の上、次に掲げる書類を添付して県に提出しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、会則等その団体の概要を示す書類

(2) 役員及び事業関係者の名簿

(3) エコドライブ、交通安全その他自動車利用に関する普及啓発活動の実績が分かる書類

(4) エコドライブアドバイザー講習の実施体制が分かる書類

(5) その他県が必要と認める書類

2 県は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、前条に規定する審査基準により審査の上、主催者として認定をするときは様式第4号の認定通知書により、認定をしないときは様式第5号の不認定通知書により、申請者に通知するものとする。

(認定事項の変更)

第5条 前条2項により認定を受けた者は、認定通知書の記載事項に変更が生じたときは、様式第6号の認定事項変更届により、速やかに県に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第6条 県は、第4条第2項により認定した者が、第3条第1項に該当しない場合又は同条第2項に該当する場合は、当該認定を取り消すものとする。

2 県は、前項の規定により認定を取り消したときは、様式第7号の認定取消通知書により、当該主催者に通知するものとする。

(エコドライブアドバイザー講習の内容)

第7条 エコドライブアドバイザー講習は、別表1に定める内容を講義し、別表2に定める方法によりエコドライブを修得したことを確認するものとする。

2 前項の要件を満たさない講習は、エコドライブアドバイザー講習として認めない。

(参加証等の交付)

第8条 県は、第2条各号に掲げる者が主催する講習において、同条第2項に基づき提出

があった実施計画書及び実施報告書によりエコドライブアドバイザー講習であると認めるときは、受講者に参加証等を交付する。

(エコドライブアドバイザー講習主催者への支援)

第9条 エコドライブアドバイザー講習の主催者に対し、県は次の各号に掲げる事項について支援をすることができる。

- (1) エコドライブに関する情報提供
- (2) エコドライブに関するテキストや啓発物品の提供、視聴覚教材の貸与
- (3) その他、県が必要と認める事項

(エコドライブアドバイザーへの支援)

第10条 エコドライブアドバイザーとして認定を受けた者に対し、県は次の各号に掲げる事項について支援をすることができる。

- (1) 県が優秀と認めたエコドライブ活動事例を県ホームページへ掲載
- (2) 県等が主催するエコドライブ講習等での活動事例発表の機会の提供
- (3) その他、県が必要と認める事項

附 則

この要領は、平成25年5月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現にエコドライブアドバイザー講習の主催者として県が認めている団体は、第4条第2項の規定による認定を受けたものとみなす。

別表 1

エコドライブアドバイザー講習と認める講習の内容は次のとおりとする。安全講習など他の講義に併せて講習を実施する場合は、講習日程の中に 1 時間程度、次の内容を組み込むこと。

(1) 講 義

内 容	
項 目	指 導 内 容
① 燃費を把握	自分の車の燃費を把握することの習慣づけ
② ふんわりアクセル	発進時のゆるやかなアクセル操作、5 秒で 20 km/h を目安とする発進、「ふんわりアクセル」と急発進での燃料消費の差など
③ 加減速の少ない運転	車間距離の維持、アクセルのオン・オフの少ない定速走行、アクセルのオン・オフを繰り返す運転と、定速走行での燃料消費の差など
④ 早めのアクセルオフ	エンジンブレーキの効果的な利用、フューエルカット機能、効果的なエンジンブレーキ利用と、急制動での燃料消費の差など
⑤ エアコンの適切な使用	外気温に応じたエアコンの適正使用、エアコンの無駄遣いによる燃料消費量
⑥ アイドリングストップ	適正なアイドリングストップ、埼玉県生活環境保全条例のアイドリングストップ規定、アイドリングストップによる燃料削減量
⑦ 道路交通情報の活用	交通情報の活用による渋滞の少ないルート選択など
⑧ タイヤの空気圧をこまめにチェック	タイヤの空気圧チェック方法、空気圧低下による燃費の悪化など
⑨ 不要な荷物は積まずに走行	不要な荷物の積載による燃費の悪化など
⑩ 駐停車場所に注意	渋滞を招く駐停車の禁止、不適正な駐停車による燃費悪化

(2) 実 技

講習開始前に、受講者が有効な運転免許証を所持していることを確認すること。

項 目	指 導 内 容
走行コースの 設定	公道又は施設内のコースを用いて、運転中に別表 1 (1) の②から④の指導内容が組み込まれていることとする。 なお、コース距離の長短は問わないが、1 回のコース走行当たり 3 k m 以上が望ましい。
カリキュラム	① 受講者が通常どおりの運転を行い、燃費を計測、記録する。 ② (1) の講義によりエコドライブ技術を学習する。 ③ ①と同じコースを用いて、②の内容を実践した運転を行い、燃費を計測、記録する。 ④ ①と③の計測結果を比較することにより、燃費改善、二酸化炭素排出量、燃料代を定量的に確認する。 ⑤ 改善効果を書面にし、受講者に適切なアドバイスを実施する。

(注) 燃費の計測、記録に当たっては、燃費計（特に機種は定めない）を用いて、エコドライブ運転の実践前後の改善効果等、定量的な確認を行うこと。

別表 2

講習内容を修得したことを確認する方法

(1) 講 義

項 目	確 認 方 法
筆記試験	講習時間内に、別表 1 の①から⑩の内容について、受講者の理解度を確認するため試験を行う。 筆記試験を講習開始時に配布し、テキスト、講習を聞きながら答案作成することは可とする。 別紙に標準例を示すが、設問に別表 1 （1）講義の内容を盛り込んでいれば改変は可とする。

(2) 実 技

項 目	確 認 方 法
実績確認	エコドライブ実技の結果、燃費改善効果が確認できたことを書面にすること。（様式指定なし）

別紙 筆記試験標準例

(問) エコドライブでの、発進時のアクセルの踏み方として適切なものはどれか。

- 1 急加速 3 5秒で20km/h 2 20秒で5km/h

(問) エコドライブでの、巡航時のアクセルの踏み方で意識すべきこととして適切なものはどれか。

- 1 アクセルの積極的なオン、オフ 2 一定アクセル

(問) 減速時に意識すべきことで、誤っているものはどれか。

- 1 早目のアクセルオフ 2 惰性走行でのフューエルカット 3 赤信号直前での強いブレーキ

(問) エアコンの使用に関する記述のうち正しいものはどれか。

- 1 冷房は原則として内気循環が効果的である
2 エアコンを使用しても燃費には影響がない
3 エアコンの設定温度を変えても燃費には影響がない

(問) アイドリングストップに関する記述のうち正しいものはどれか。

- 1 待ち合わせや荷物の積み下ろしの際には、アイドリング状態にした方がよい
2 先頭車両付近や坂道でもアイドリングストップをするべきである
3 車の性能が向上した現在では、冬でも暖気運転をする必要が薄まってきている

(問) エコドライブに関して、適切でないものはどれか。

- 1 道路交通情報を活用する等して渋滞を避ければ、燃費を改善することができる
2 交通の妨げになる場所での駐車は渋滞をもたらし、他の車の燃費を悪化させる
3 荷物が重ければ重いほど、車の燃費は改善する

(問) タイヤの空気圧に関する記述のうち正しいものはどれか。

- 1 タイヤの空気圧は高ければ高いほどよい
2 タイヤの空気圧は燃費に影響を及ぼさない
3 タイヤは適正な空気圧を維持する

(問) エコドライブを習慣づける方法として適切でないものはどれか。

- 1 燃費の定期的な記録 2 スピードの競い合い 3 燃費計の装着

(問) エコドライブの効果として適切なものはどれか。

- 1 エコドライブには10%以上の燃費改善効果がある
2 エコドライブと交通安全を両立させることは不可能である
3 運転方法を変えても燃費は変化しない

(問) 埼玉県の一酸化炭素排出量のうち、自動車の排出ガスが占める割合として正しいものはどれか。

- 1 約1/4 2 約1/3 3 約1/10 4 ごく微量

エコドライブアドバイザー講習 計画書

提出日	年 月 日		
提出者(団体)名			
住所(所在地)	〒		
連絡先	担当者所属		担当者名
	Eメール		
	電話		
講習の種類	座学講習 () 実技講習 ()		
開催日			
会場名			
会場住所			
参加予定人数	約 人	主な参加者	
参加料等	有 ・ 無	金額	
	講習を変更(一部中止を含む。)し、又は中止する場合の参加者への対応内容 (※有の場合のみ記載)		
教材提供の希望	リーフレット () バス・トラック用テキスト ()	乗用車用テキスト () DVD ()	
講習の概要			
その他通信欄			

- ※ 太線内を全て御記入ください。
- ※ 座学講師(県担当職員)を無料で派遣することもできます。希望される場合は、埼玉県大気環境課までお問い合わせください。
- ※ エコドライブ普及の趣旨に適さない場合は、「エコドライブアドバイザー」として認定できないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ※ お申し込み受付後、埼玉県大気環境課から担当者の方に打ち合わせの連絡を致します。

【お問い合わせ・送付先】

埼玉県

電 話 :

Eメール :

エコドライブアドバイザー講習 報告書

提出日	年 月 日			
提出者(団体)名				
住所(所在地)	〒			
連絡先	担当者所属		担当者名	
	Eメール			
	電話			
講習の種類	座学講習 () 実技講習 ()			
開催日				
会場名				
会場住所				
参加人数	人	主な参加者		
講習の概要				
その他通信欄				

- ※ 太線内全て御記入ください。
- ※ 座学講習を実施した場合は、使用した教材及び受講者のテストをお送りください。
- ※ 実技講習を実施した場合は、受講者の名前、所属及び燃費改善効果が記載された書面をお送りください。
- ※ 実施された講習の内容によっては、エコドライブアドバイザーとして認定できない場合がありますので御了承下さい。

【お問い合わせ・送付先】
埼玉県
電話：
Eメール：

エコドライブアドバイザー講習主催者認定申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県 課長

エコドライブアドバイザー講習の主催者の認定を受けたいので、エコドライブアドバイザー講習実施要領第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

団体名		
代表者の職・氏名		
所在地	〒	
連絡先	氏名	
	電話番号	
	Eメール	

- 添付書類
- 1 定款、寄附行為、会則等その団体の概要を示す書類
 - 2 役員及び事業関係者の名簿
 - 3 エコドライブ、交通安全その他自動車利用に関する普及啓発活動の実績を示す書類
 - 4 エコドライブアドバイザー講習の実施体制が分かる書類
 - 5 その他県が必要と認める書類

様式第 4 号

エコドライブアドバイザー講習主催者認定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県 課長

年 月 日付けで申請のあったエコドライブアドバイザー講習主催者の認定については、下記のとおり認めることとしたので、エコドライブアドバイザー講習実施要領第 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 認 定 番 号
- 2 団 体 名
- 3 代表者の職・氏名
- 4 所 在 地
- 5 そ の 他

様式第 5 号

エコドライブアドバイザー講習主催者不認定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県 課長

年 月 日付けで申請のあったエコドライブアドバイザー講習主催者の認定については、下記のとおり認めないこととしたので、エコドライブアドバイザー講習実施要領第 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 団 体 名
- 2 代表者の職・氏名
- 3 所 在 地

エコドライブアドバイザー講習主催者認定事項変更届

年 月 日

(宛先)
埼玉県 課長

団 体 名
代表者の職・氏名
所 在 地
連 絡 先

下記のとおり、認定事項を変更したので届出ます。

記

認 定 番 号		
変更事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 の 年 月 日		
備 考		

エコドライブアドバイザー講習主催者認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県 課長

年 月 日付けで認定した下記団体に係るエコドライブアドバイザー講習の主
催者の認定について、エコドライブアドバイザー講習実施要領第 6 条の規定により取り
消します。

記

- 1 認 定 番 号
- 2 団 体 名
- 3 代表者の職・氏名
- 4 所 在 地